

令和 7 年 9 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 9 月 11 日(木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所 4 階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14 名

(2)農業委員会委員の出席 13 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 南河 武 丹治 正美 藤原 定嗣 町谷 敏一
南 昇一 石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦
川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 1 名

家次 幸雄

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 7 名

阪本 寿和 野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 0 名

3 議事説明員

局長 新谷 洋史 次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾峪 大友

4 議案

報告 第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告 第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第 21 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約通知について

報告 第 22 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案 第 12 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 13 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

それでは、ただいまより 9 月の定例会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員 13 名、推進委員7名中 出席委員 7 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より

指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、13 番：川野委員、1 番：赤坂委員のご両名にお願いします。 それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

日程第1 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

野出 委員

番号 2 についてはすでに家が建っていると思いますが。

事務局

陳述書が今回提出されており、市街化区域の転用であるため、今回改めて転用の届出を受理しました。

議 長

その他に何かありませんか。

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第 2 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

日程第 3 報告第 21 号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約通知について、事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。日程第 4 報告第 22 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第 5 議案 第 12 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。それではお願いします。

事務局

議案 第 12 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在： 市場南 地番：●丁目●●●番●、登記は田、現況は田。面積は 424 m²のうちの 212 m²が●● ●の持分となり、全体 424 m²の内、2 分の 1 を●● ●へ所有権移転するものです。

譲受人： 市場南●丁目●●●番地● ●● ●

譲渡人： 大阪府泉南郡熊取町小谷南●丁目●番●●●号 ●● ●

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1、2 ページをご覧ください。

申請農地は、1 筆、現在は農業園芸ハウスとなっております。譲受人の耕作面積は、現在、6,801 m²を経営しています。申請地から譲受人の通作距離は 0.01km、徒歩 1 分、農作業歴は本人が 17 年、年間従事日数は 365 日です。農機具はトラクタ1台、コンバイン1台、移植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しており、取得後も引き続き農業を行う予定です。また、もう半分の持分についても将来的に所有権を移転する予定になります。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているため、本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

丹治 委員

議案書に記載されている面積が 424 m²になっています。212/424 m²の所有権を移転するのであれば、そのように記載してください。

議 長

訂正しておいてください。その他、何かございませんか。

議 長

ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。続いて、日程第 6 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構である大阪府みどり公社が仲介し、貸借を促進するものになります。今回、対象案件は3件です。すべて、以前に、利用権設定を行い、期限が切れたために貸借継続を行う案件となります。

みどり公社での手続きについては新規設定のため、新規となっています。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

番号 1

設定人 南中樫井 ●●●番地 ●● ●●

被設定人 南中樫井●●●番地 ● ●●

設定する土地は 岡本●丁目●●●番、南中樫井●●●番●、●●●番 地目は全て田です。面積 1,299 m²、1,216 m²、1,404 m²です。期間は R7 年11月1日～R12年 10 月31 日で期間は 5 年です。使用貸借権で、利用権設定の継続となります。

番号 2

設定人 南中樫井●●●番地 ●●● ●●●●

被設定人 南中樫井●●●番地 ● ●●

設定する土地は 南中樫井 ●●●番、●●●番、●●●番●、●●●番●、●●●番●

地目は田、面積 555 m²、723 m²、794 m²、380 m²、701 m²です。期間は R7 年11月 1 日

～R12 年 10 月31 日で期間は 5 年です。使用貸借権で、利用権設定の継続となります。

番号 3

設定人 岸和田市上町●●番 ●● ●●

被設定人 南中樫井●●●番地 ● ●●

設定する土地は 南中樫井 ●●●番●、地目は田、面積 522 m²です。期間は R7 年11月 1 日～R12 年 10 月31 日で期間は 5 年です。使用貸借権で、利用権設定の継続になります。

以上3件は被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はございませんでしょうか。

(「なし」という発声)

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、9 月定例農業委員会を閉会します。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日